



小値賀町地域防災計画 (概要版)



平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波、更には原子力発電所の事故という従来の自治体の想定を超えた災害が発生し、多くの尊い命や財産が失われました。また、近年、全国各地で局地的な豪雨、記録的な猛暑等、地球規模の異常気象が相次いでおります。小値賀町においても、これまでに住民の生命・財産等を守るために、地域防災計画を策定し、災害への備えに努めてきましたが、こうした現状の下、計画の見直しを行いました。

小値賀町地域防災計画は、災害対策基準法に基づき作成されるもので、町域に係る様々な災害対策を網羅する必要があるため、全編で約180頁におよびます。

この概要版は、小値賀町地域防災計画のうち、特に住民皆さんに周知する必要がある重要な事項を抜き出し、分かりやすくまとめたものです。

多くの皆様に読んでいただき、防災に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立てていただくことを目的としています。

地域防災計画とは

小値賀町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、小値賀町防災会議が定める計画です。町では、東日本大震災をはじめとした近年の大規模災害の教訓を生かした対策の追加や対応の在り方等を検討し、平成29年4月より大幅に改訂しました。

本町における災害の予防・応急・復旧対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の「減災」を目指すことを目的としています。

この計画は、小値賀町長を会長とする「小値賀町防災会議」によって作成され、必要に応じて見直しが行われます。

地域防災計画見直しの4つの視点

- 今回の地域防災計画では、以下の4項目を計画の基本的な視点としました。
- ### ①初動体制の強化

地域防災計画を実効性のあるものとし、的確な災害対応をするためには、災害対策上の役割分担と、初動期の対応の流れを明確化する必要がある。

そこで、災害時における庁内各部署の役割を明確にするとともに、初動期の対応を災害応急計画としてとりまとめ、計画策定後、防災訓練の実施や実際の災害対応などを踏まえて検証し、初動体制の定着化を図る。
 - ### ②避難勧告等の発令基準の明確化

当町では、風水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難を実現するための避難勧告等の発令基準が定められていない。

そこで、人命の安全の確保に万全を期すため、避難勧告等の発令基準を定めるとともに、それぞれの地域の実情にあわせた避難勧告等の発令基準を検討する。あわせて、津波災害や原子力災害における、新たな発令基準についても計画に位置付ける。

③備蓄意識の高揚と物資配備体制の強化

災害発生直後の数日間は、行政による支援等(公助)が十分に機能しない場合があることから、災害発生後における被災者等の生活の安定を確保するため、各家庭や地域を主体とした最低3日分の飲料水・食料等の備蓄意識の高揚を図りながら、計画的な備蓄を推進する。

また、大規模災害により物資の運搬が著しく遅延したことから、物流環境が整わない被災自治体を支援する「プッシュ型」の物流支援が防災基本計画に位置付けられた。

そのため、被災生活に必要な物資を受け入れるための基幹的な備蓄・物流拠点の設置と運搬体制の構築など、物流体制の強化について検討する。

④自助・共助の力を生かした防災対策の推進

災害発生直後の混乱期においては、行政による支援等(公助)が十分に機能しない場合があることから、自助・共助の力を生かした初期対応や備蓄、避難所運営などの災害対策の推進が必要であり、少子高齢化や核家族化が進む社会環境において、地域ぐるみの社会活動の一貫として、平時からの防災への取組の重要性が一層高まっている。

そのため、自主防災組織の設置・育成を推進するとともに、共助の中核となる防災リーダー等の人材育成を一層推進し、自主防災組織の機能強化を図る。また、共助による防災訓練の実施を支援し、災害発生時の迅速かつ的確な災害対応能力の向上を図る。

さらに、住宅の耐震化促進や家具等の転落防止措置等、家庭での備えの徹底のほか、教育現場においても、教職員や生徒・児童・園児の災害時の適正な避難行動など防災教育の充実を図る。

このほか、防災会議において、油流出の海岸漂着時の速やかな除去体制の構築や、小値賀町で一番心配される台風等の暴風に係る部分が不十分であるとの指摘等があり、内容の見直しを行っています。

防災計画の構成

小値賀町防災計画は、次のような構成となっています。

第1章 総則

計画の目的、関係機関や住民の役割など

第2章 災害予防計画「計画対象時期：災害発生前」

災害の発生防止と被害を最小限に抑えるための計画

第3章 災害応急計画「計画対象時期：災害発生後」

効率的な災害対策を行うと共に、被害の拡大を防止するための計画

第4章 災害復旧計画「計画対象時期：災害発生後」

災害復旧の実施のための計画

第5章 関係資料

条例、要項、協定、施設、連絡先などの資料



町民・地域・町が果たすべき役割

●町民が果たすべき役割

町民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適正な行動をとる」(自助)、「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)という考えに立ち、自らの責任において自身と家族の安全を確保するとともに、地域における安全確保のため相互に助け合い、被害の事前防止と拡大防止に努めなければなりません。

●地域の果たすべき役割

震災時の経験からも分かるとおり、町内会や自主防災組織などの地縁団体を中心とした地域住民の組織的な助け合いが何よりも発揮します。

このため、地域の実状に即して、災害時での助け合いを目的とする自主防災組織を積極的に結成し、地域住民が連帯感を持って相互に協力し、助け合える体制づくりが必要です。

●町が果たすべき役割

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めます。

計画の基本的な考え方

東日本大震災の課題を踏まえ、国・県では防災計画が見直されており、南海トラフを震源とする巨大地震による被害想定の見直しも進められています。

本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていきます。

さらに、小値賀町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、地域、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組めます。

防災ビジョン	取り組み
災害に強いまちづくり	地震(津波)災害対策の推進 耐震化や被害情報等の受伝達体制の整備等、災害対策事業の推進のための整備を図ります。 風水害対策の推進 台風・集中豪雨等による高潮等風水害の軽減のための体制を強化します。 土砂災害対策の推進 施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進と避難指示等の判断基準を明確にし、避難体制の整備を図ります。 その他の災害対策の推進 林野火災、海難事故等、関係機関などによる安全管理体制の強化、応急資機材の整備等の整備を推進します。
災害に強い人づくり	自助能力の向上 町民の防災意識の高揚を図るため、防災教育や防災訓練を行い、災害時における個人の防災活動力の向上を図ります。 共助能力の向上 災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための仕掛けづくりを行い、地域や自主防災活動の育成支援を図っていきます。 事業所・団体等の力の取込み 事業所や各種団体等と連携し、応急初動対応やライフライン復旧等の協力体制の強化を図っていきます。
災害に強いシステムづくり	地域防災計画と応援体制の充実 各種災害に対応するため、町地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制を図ります。 防災・救助体制の整備 役場庁舎、消防施設、避難施設等の耐久化・耐震化を図るとともに、食料や救助資機材等、緊急時の防災活動のための施設や設備の整備を図っていきます。 要支援者対策の推進 一人暮らしの高齢者や障がい者等の要支援者の避難支援を円滑に行うため、要支援者の状況等を記載した「避難行動要支援者名簿」を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化

災害に備える(災害予防計画)

災害発生時の被害の拡大防止や対応力の強化のためには、日頃からの備えが重要です。町では、災害時の迅速かつ安全な避難の実現のために、防災行政無線や全国瞬時警報システム(Jアラート)などで情報伝達手段を確保するとともに避難所の開設のほか、防災資機材や食糧の備蓄などに努めます。

また、防災訓練等を実施し、関係機関の連携を図るとともに、それぞれの役割を確認することで災害対応力の強化に努めます。

①防災意識を高めましょう!

災害発生時には、防災関係機関の職員も被災し、直ちに対処することが困難となる恐れがあります。このため、町民の一人ひとりが、「自分の住む地域は自分が守る」との当事者意識を持ち、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等防災意識を持つことが重要です。また、自分たちの暮らしている地域がどのような災害リスクを有しているのかを認識し、災害から身を守るための行動を身につけておきましょう。

②地域(自主防災組織など)の防災力を向上させましょう!

大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは十分な対応は困難です。発生直後の初期消火や人命救助、集団避難や災害時要援護者の支援、情報収集・伝達などには、地域の自主的な防災活動組織が大きな役割を果たします。

各家庭での防災対策と合わせて、地域での防災対策にも積極的に取り組むことで、地域ぐるみで災害から身を守りましょう。

日頃の備えとして!

●気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

●家族で行う防災の取組

1. 家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく。
(家屋、家具の安全対策等の実施)
2. 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
3. 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
4. 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
5. 3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。



《非常持出品の例》

飲料水、非常食、常備薬、小銭、通帳、懐中電灯、携帯ラジオ、ライター、防寒着、下着類、乳幼児用ミルク、生理用品、使い捨てカイロなど

●地域で行う防災の取組

1. 自主防災組織や消防団に参加する。
2. 防災訓練や研修会に参加する。

災害時の備えとして!

●家族でおこなう取組

1. 町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
2. 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
3. 危険な場所に近づかない。
4. 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等により、または自主的に避難する。
5. 定められた場所に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)

●地域で行う防災

1. 初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や避難の誘導をする。
(特に要支援者に配慮する)
2. 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

災害発生に対応する(災害応急対策計画)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町及び県、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策の場合は、「小値賀町災害対策本部」を設置し、各防災機関と連携して、情報の収集と伝達、消防活動(消火・救助)、避難者支援活動(避難所の開設)など各種の災害応急対策を行います。

●避難活動の実施

1. 災害情報の収集

災害が発生または発生する恐れがある場合は、正確な情報を得ることが重要です。町は、重要な情報について、わかりやすく広報を行います。また、近くで異常な現象を発見した場合は、直ちに町へ連絡をお願いします。さらに、地域に住まれている高齢者や障がい者に対し、避難の呼びかけや支援を行うなど地域ぐるみできめ細やかな対応を心がけましょう。

情報の入手方法

- テレビ、ラジオ
- 防災行政無線
- 気象庁等のホームページ
- 地域内等の連絡網 など

2. 情報を受けた際の対応

情報入手後は、身を守る行動をとることが重要です。
落ち着いて行動しましょう。

■緊急地震速報

最大震度が5弱以上と予測された場合、テレビやラジオ、緊急速報メールなどによる情報提供が行われます。緊急地震速報を見聞きした場合、屋内にいれば家具など倒れる危険のあるものから離れて机の下に隠れる、屋外にいればブロック塀や自動販売機など倒壊の危険のあるものから離れ、身を守るために頭を保護し安全な体制を取ります。

■土砂災害警戒情報

大雨などにより、土砂災害発生の危険度が非常に高まった場合には、県および気象庁から発表され、テレビやラジオ、町からの防災行政無線により情報提供を行います。今後の気象状況や地域の状況を考慮し、早めの避難を心がけましょう。

■特別警報

数十年に一度しかないような非常に危険な状況(大雨や暴風など)となるおそれが大きい時に気象庁から発表され、テレビやラジオ、緊急速報メールなどによる情報提供が行われます。すでにとっても危険な状態ですので、まだ、何も行動をとってない場合は、ただちに命を守る行動をとりましょう。

■避難情報

避難情報には、一般に避難に時間を要する災害時要援護者の方を対象に、早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始(避難準備情報)」、災害が発生する可能性を受け避難を促す「避難勧告」、事態が切迫した場合の「避難指示」があります。

避難にあたっては、町からの避難情報のみならず、自らも各種の防災情報の収集を行い、危険を察知した場合には、早期の避難を心がけましょう。

区分	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始(避難準備情報)	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	○災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動を完了 ●まだ避難していない避難対象地域の町民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

●避難所の開設

町は、災害が発生する恐れがある場合や、避難勧告・指示等に伴い、直ちに避難所の開設を行います。

●避難所の運営

避難所の運営は、町や関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、運営を行います。その際には、関係者と連携して、衛生、プライバシーの保護、その他生活環境に配慮した避難所運営を行います。

●防災教育

町は、町民や事業所の皆さんと行政とが一体となった「減災」への取組のため、消防団、自主防災組織などの強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備や、防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を推進します。

●災害復旧計画

町が大規模な災害により壊滅的な被害を受けた被災地の再建については、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、住民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るため、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めます。

小値賀町指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	収容対象地区名
1	小値賀町若者交流センター	前方郷	中村・前方地区
2	小値賀町離島開発総合センター	笛吹郷2371番地	笛吹地区
3	小値賀小中学校	中村郷71番地2	大浦、中村、松香丘
4	県立北松西高等学校校舎	笛吹郷2657番地3	全地区
5	小値賀町総合体育館	前方郷256番地1	中村、前方地区
6	県立北松西高等学校体育館	中村郷19番地1	全地区
7	県立北松西高等学校武道場	中村郷19番地1	全地区
8	小値賀中学校体育館	中村郷76番地1	柳、斑在、納島地区
9	小値賀小学校体育館	中村郷71番地2	浜津、斑浦地区
10	笛吹在公民館	笛吹郷1446番地2	笛吹地区
11	大島分校体育館	大島郷72番地1	大島地区
12	前方ふれあい館	前方郷3463番地1	前方後目、筒井浦地区
13	新小浜団地集会所	笛吹郷1332番地	笛吹地区
14	相津地区公民館	前方郷3835番地1	相津地区
15	六島公民館	六島郷17番地1	六島地区

※収容対象地区はあくまでも、緊急な避難が生じた場合を想定しております。
自主避難等においては、町より避難所の指示をすることがあります。

いざという時に備えて

緊急時電話番号 (事件・事故) ☎110 (消防・救急) ☎119

災害用伝言ダイヤル

☎171+ 録音1+ 市外局番-被災した家の電話番号
再生2 ※録音時間は30秒以内(通話料が必要です)

防災行政無線ダイヤル ☎0959-56-3115 (通話料が必要です)

小値賀町役場(代表) ☎0959-56-3111 (通話料が必要です)